

令和8年

障害者総合支援法関係事業者説明会資料

(基幹相談支援センター担当からのお知らせ)



令和8年3月30日
姫路市 障害福祉課

1 相談支援専門員の研修受講支援について

相談支援従事者初任者研修を受講する方に対して、当該研修に要する経費を補助します。	
対象者	<ul style="list-style-type: none">・市内の相談支援事業所に新たに就労する方・市内の相談支援事業所に就労し、初任者研修を受講していない方
補助額	35,000円（予算15名分）※15名を超える場合は予算内で按分
支給要件	<ul style="list-style-type: none">・受講料を支払っていること・新たに就労し、市内の計画相談支援事業所に継続して在職すること、又は市内の計画相談支援事業所に就労している場合において、初任者研修の修了後継続して在職すること
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・補助金交付申請書・初任者研修の受講決定通知の写し・研修受講料の領収書等の写し・個人情報の利用に係る同意書・就労誓約書・納税証明書（姫路市外に住所を有する申請者）・相手方登録申出書

2 地域生活支援拠点等について

地域生活支援拠点等の機能のうち、「相談」・「専門的人材の確保・養成」の募集を行います。

機能	<p>①相談</p> <p>平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、短期入所事業所への受入対応等必要な支援を行う機能</p> <p>②専門的人材の確保・養成</p> <p>医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能</p>
登録要件	<p>①相談</p> <ul style="list-style-type: none">・総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者、又は児童福祉法に基づく障害児相談支援事業者の指定を有するもの者であること。・常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他の必要な支援を行う機能を有していること。・基幹相談支援センター等からの支援困難案件が紹介された場合に、当該案件を受託する体制を整備していること。

	<p>②専門的人材の確保・養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害又は医療的ケアに係る市が実施する委託事業の受託法人であること。 ・兵庫県又は市の「広域的支援人材登録名簿」に掲載された広域的支援人材が所属する法人であること。
<p>加算</p>	<p>①相談 地域生活支援拠点等相談強化加算：700単位/回（月4回限度）</p> <p>②専門的人材の確保・養成 加算なし</p>
<p>登録手続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市と事前協議（市と事業者） ・地域生活支援拠点等事業者登録申出書の提出（事業者→障害福祉課） ・地域生活支援拠点等事業者登録申出受理通知書の送付（障害福祉課→事業者） ・運営規程の変更、指定変更届の提出（事業者→監査指導課） ・地域生活支援拠点等事業者手続申出書の提出（事業者→障害福祉課） ・地域生活支援拠点等事業者登録通知書の送付（障害福祉課→事業者） ・加算届出書の提出（事業者→監査指導課） ・登録事業者の公表（市）